

(6) 群馬県太田市「所有者情報提供同意書」(1/2)

No. \_\_\_\_\_

## 空き家等に関する情報提供同意書

平成 年 月 日

太田市長 様

**I 申込者** 住所 〒 \_\_\_\_\_  
.....(フリガナ).....  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_ ファクス \_\_\_\_\_  
携帯電話 \_\_\_\_\_

※登録情報については、太田市と空家対策協定を締結している、(一社)群馬県宅地建物取引業協会太田支部、(公社)全日本不動産協会群馬県本部、(一社)群馬県建設業協会太田支部、太田広域建築業組合、群馬県建築業組合連合会太田毛里田支部、群馬弁護士会(以下、この6団体を空き家等対策協力団体という)に情報提供することに同意します。

### II 空き家等について下記の相談を希望します。(複数可)

- ①現状のまま賃貸希望 ②現状のまま売却希望 ③管理を希望 ④解体のみを希望  
⑤解体後、更地にして売却希望 ⑥修繕後、賃貸・売却を希望 ⑦修繕のみを希望  
⑧相続等の相談をしたい ※⑥⑦⑧の内容( )

### III 空き家の詳細

申込者の権利関係	・土地及び建物の所有者 ・建物の所有者 ・その他( )	
空き家等の所在地	太田市 町	
空き家等の状況	用途	住宅・その他( )
	構造	木造・その他( ) (階建)
		瓦・スレート・コンクリート・鋼板
	土地面積	m <sup>2</sup> (地目:宅地・雑種地・ )
	建物面積	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>
	間取り	(例:3LDKなど)
建築時期	(大正・昭和・平成) 年 月頃	
その他		
空き家になった時期	(昭和・平成) 年 月頃	
現状の問題点 (例 相続でもめている) (例 長屋造り)	問題点等	

### 空家所有者(管理者)様へ (必ずお読みください)

- 申込をされた個人情報は本相談業務の目的以外には利用いたしません。
- 原則として、市内に空き家等を所有している人が対象となります。
- 空き家等の売買や解体等の交渉・契約は、空き家等対策協力団体の会員と空き家所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 市では、情報提供された空き家等情報を空き家等協力団体へ紹介をしますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 契約後の現地調査および交渉については、仲介手数料が必要となります。詳しくは、調査を依頼する際に取扱店にご確認ください。
- 空き家等の情報提供を行って頂いても必ず空き家等対策協力団体が取り扱ってくれるとは限りません。市に情報提供をしてから1か月経っても、どこからも連絡が無かった場合には、各団体名簿を参考にご自身で依頼先をお探しく下さい。
- 空き家の対応先(契約先)が決まったら、市にご連絡ください。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

### 空き家等に関する情報提供の流れ

①空き家所有者等 ⇒ ②太田市 ⇒ ③空き家等対策協力団体(6団体)各代表者  
⇒ ④各団体の会員 ⇒ ⑤空家所有者等

- ①空き家所有者等は太田市へ空き家等の情報提供同意書を提出する
- ②太田市は空き家等の地図・同意書を各団体の代表者へ情報提供する
- ③空き家等対策協力団体の代表者は、各会員へ空き家等の情報提供をする
- ④各団体の会員は、空き家情報を基に、取扱える物件かどうかを精査する
- ⑤取り扱いを希望する各団体の会員は、空き家所有者等へ連絡をする
- ⑥空き家所有者等は、各団体の会員の中から契約者を選択し話を進める

#### 【お問合せ先】

住 所 太田市浜町2-35  
担当課 太田市役所議業住宅課  
電 話 0276-47-1843

**相続、売却、活用、管理などの悩みを専門家が解決！**

# 空き家所有者のための



## 無料相談会

親族から相続した家屋や土地、住まなくなってしまった家などをお持ちの方は、相続や売却、管理などの面でさまざまな悩みを抱えているのではないのでしょうか。しかし一方で、空き家を放置してしまうと、草木の繁茂や害虫の発生、景観面の悪化などにより、近隣住民の方の生活環境に影響を及ぼしてしまいます。空き家の所有者は、適切な管理や売却などの対策が必要です。そこで市では、弁護士や司法書士、宅地建物取引士の協力の下、空き家所有者を対象とした無料の合同相談会を開催することにしました。空き家をお持ちの方は、この機会にぜひご参加ください。

**日時** 平成29年11月2日(木)

午後1:30～午後4:30

**場所** アミューあつぎ

6階 ルーム606・607

**対象** 厚木市内に空き家を所有している方  
又はその関係者



●申し込み方法●

申込書(チラシ裏面)に必要事項をご記入いただき、10月16日(月)から電話、FAXまたはE-Mailで、下記までお申し込みください。先着順です。

申し込み・  
問い合わせ

厚木市 住宅課 空家対策推進担当 ☎046-225-2330

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

FAX : 046-224-0621 E-Mail : 5550@city.atsugi.kanagawa.jp

協力団体：神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部県央支部(順不同)

# 空き家セミナー & 不動産個別相談会

無料

「相続した実家をどうしたらいいんだろう」「子どもに使わせたいがしばらく放置してしまっている」「家の売却に必要なことが分からない」など、空き家に関してお困り事はありませんか。市ではこの度「空き家セミナー」と「不動産個別相談会」を初めて同時開催します。この機会に、お持ちの空き家について考えてみませんか。解決のヒントが見つかるかもしれません。

日時：平成30年2月16日(金)  
13:30~16:30  
場所：アミューあつぎ 6階  
ルーム606・607  
対象：市内に空き家を所有している方又はその関係者



セミナー 講師：宅地建物取引士 定員：各回20名  
第1回 13:30~13:50  
「空き家の利活用・管理について」  
第2回 15:00~15:20  
「空き家を売却する際の流れと注意点」



不動産個別相談会 相談員：宅地建物取引士 1回30分以内  
相談時間：14:00~15:00  
15:30~16:30 (最終受付は16:00)

●申し込み方法●  
申込書(チラシ裏面)に必要事項をご記入いただき、電話、FAXまたはE-Mailで、下記までお申し込みください。先着順です。

申し込み・  
問い合わせ

厚木市 住宅課 空家対策推進担当 ☎046-225-2330  
〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階  
FAX: 046-224-0621 E-Mail: 5550@city.atsugi.kanagawa.jp



(8) 福岡県田川郡川崎町「相談会のチラシ」

空き家について考えてみよう

# 空き家活用セミナー

空き家を考える第一歩

自宅を将来どうしたらいいのかしら...??

相談がよくわからないけれど、このままでいいのだろうか??

日時 平成30年2月17日(土) 13:30~16:30

場所 川崎町コミュニティセンター 多目的ホール (受付)13:00~  
(福岡県田川郡川崎町大字田原786番地の2)

定員100名  
参加無料  
当日参加OK!

## 1部 講演会 13:30-14:30

「空き家にしない!家の相続  
~自宅の相続について考えてみよう~」

福岡県司法書士会 小原 俊治氏  
OHARA SHUNJI

## 2部 宅地建物取引業者紹介制度について 14:35-15:05

[紹介までの流れ]

①申し込み (情報提供同意) → ②聞き取り (相談内容) → ③情報提供 → ④宅建業者を紹介

空き家所有者

川崎町

(公社)宅建協会

まずは、町役場にご相談ください!

川崎町 企画情報課

「宅地建物取引業者紹介制度」は、町内にある空き家の売却または賃貸を希望する方の申し込み(情報提供同意書)に基づいて、町と連携する(公社)福岡県宅地建物取引業協会の会員(宅地建物取引業者)を紹介する制度です。

## 3部 空き家に関する困りごと個別相談会 15:15-16:30

◎専門家(司法書士)に直接相談できます

- ・相続や遺言について
- ・成年後見、家族信託に関すること など


◎宅地建物取引業者紹介制度のご相談もできます

- ・紹介制度の申し込みについて

先着4組限定※

※相談時間の目安:30分  
※事前申し込みが必要です(裏面参照)

申込みは、お電話、E-mail、裏面FAXにて受付

電話での申込み・問合せ  川崎町役場 企画情報課 企画係

電話 0947-72-3000  
受付時間 / 9:00~17:00【平日のみ】

E-mail kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

主催/川崎町  
協力/(公社)福岡県宅地建物取引業協会,福岡県司法書士会